

主な指摘事項等【入居・入所系】

- ①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護
- ②認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護
- ③介護老人保健施設（短期入所療養介護）・訪問リハビリ・通所リハビリ

令和6年度越谷市介護保険サービス集団指導

福祉部福祉総務課

内容

本資料の内容は次のとおりです。
適切な事業所運営にお役立てください。

1. 実地指導(運営指導)の主な指摘事項

昨年度の実地指導において検出された指摘事項

2. 令和6年度報酬改定のポイント

指導監査の観点から特に注意していただきたい令和6年度報酬改定事項（詳細は集団指導の冊子・厚生労働省のHPを参照）

1. 実地指導の主な指摘事項

(1) 運営に関する基準

- ① 利用料の受領
- ② 施設サービスの取扱方針
- ③ サービス計画の作成
- ④ 勤務体制の確保等
- ⑤ 地域との連携等

(2) 介護給付費の算定及び取扱い

- ① サービス提供体制強化加算
- ② 運動器機能向上加算
- ③ 看取り介護加算

1. 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

～具体例～

- ・利用者から徴収している運営管理費について、内訳が判然としない例がありましたので、明確にしてください。

〔認知症対応型共同生活介護〕

- ・利用者負担（贅沢品）について、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて当該費用を徴収していることを同意書（重要事項世説明書等）により確認できませんでした。

→利用者又はその家族等の希望を確認していることが明確に分かるよう、同意書の書式を見直すなどの措置を講じてください。

〔通りハ、老健〕

1. 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領（前スライドの続き）

- ・ サービスを一律提供し、負担額を画一的に徴収することは基本的に認められません。積算根拠を明確にし、実費相当であること、利用者の希望によることが確認できるようにしてください。

➡ 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付老企第54号)」及び「その他の日常生活費」に係るQ&A(平成12年3月31日付事務連絡)に基づき、費用の項目及び金額並びに徴収方法について見直しをしてください。

1. 運営に関する基準

(2)施設サービスの取扱方針

～具体例～

- ・ 身体的拘束等の適正化について、従業者に対する研修実施が新規採用時の研修を除いて1回のみでしたので、年2回以上実施してください。

〔特養、老福〕

1. 運営に関する基準

(3) サービス計画の作成

～具体例～

- ・モニタリングについて、目標に対する達成度の評価を実施していませんでしたので、実施してください。

〔老福、地域密着型老福〕

1. 運営に関する基準

(4) 勤務体制の確保等

～具体例～

- ・勤務表について、常勤・非常勤の別、職務の内容等を記載してください。

[通りハ、老健]

- ・ハラスメントについて、方針等の周知・啓発をしてください。

[通りハ、訪リハ、小規模多機能]

1. 運営に関する基準

(5)地域との連携等

～具体例～

- ・運営推進会議の記録について、公表していませんでしたので、公表してください。

〔認知症対応型共同生活介護〕

2. 介護給付費の算定及び取扱い

(1) サービス提供体制強化加算

～具体例～

- ・ 従業者ごとの、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めていない例がありましたので、上記の内容を定めた計画を策定してください。

[小規模多機能]

2. 介護給付費の算定及び取扱い

(2)運動器機能向上加算

～具体例～

- ・運動機能向上計画の長期目標期間を6か月、短期目標期間を3か月に設定していました。
- 長期目標期間を概ね3か月、短期目標期間を概ね1か月に設定してください。

〔老健〕

2. 介護給付費の算定及び取扱い

(3) 看取り介護加算

～具体例～

- ・ 入所の際に入所者又はその家族等に対し看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ていない例、及び、署名等がなく、同意を得ているか確認できない例がありましたので、入所者等から速やかに同意を得てください。
- ・ 療養や死別に関する入所者及び家族の精神的なケアについての記録がありませんでしたので、記録してください。

〔老福〕

令和6年度報酬改定について

1. 業務継続計画(BCP)未策定事業所に対する減算

(1)対象サービス

→居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス

(2)基準条例が令和3年度に改正され、3年間の経過措置があったが、令和6年4月1日から義務化。

(3)業務継続計画未策定減算

○施設・居住系サービス

→所定単位数の3%に相当する単位数を減算

○その他のサービス

→所定単位数の1%に相当する単位数を減算

※経過措置あり

→令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。また、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

2. 高齢者虐待防止未実施減算

(1)対象サービス

→居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス

(2)基準条例が令和3年度に改正され、3年間の経過措置があったが、令和6年4月1日から義務化。

訪問介護 [基準条例第39条の2]

(虐待の防止)

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

上記(1)~(4)を満たさない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として、所定単位数の1%に相当する単位数を減算する。

3. 身体的拘束廃止未実施減算

- (1) 拘束の態様、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録していない。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護職員その他の従業者に周知徹底していない。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- (4) 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施していない。

上記(1)～(4)に1項目でも該当する場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の1%に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、令和7年3月31日までの間は、減算を適用しない。(新)

[短期入所・小規模多機能]

上記(1)～(4)に1項目でも該当する場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の10%又は1%に相当する単位数を所定単位数から減算する。(従来の通り)

[特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護]

上記(1)～(4)に1項目でも該当する場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の10%に相当する単位数を所定単位数から減算する。(従来の通り)

[老福・老健]